

報告第15号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和8年9月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---------------|
| 1 | 件名及び契約名 | 令和6年第4回杉並区議会定例会において議案第80号により議決を得た「杉並区立荻窪地域区民センター改修給排水衛生設備工事」 | |
| 2 | 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金189,200,000円 |
| | | 変更後の契約金額 | 金208,076,000円 |
| | | 契約金額の増額 | 金18,876,000円 |
| 3 | 変更理由 | 工事着手後、撤去工事を進める中で、隠蔽されていた配管の保温材の一部にアスベストが含まれていることが判明し、撤去工事の追加等を行う必要が生じたため。 | |
| 4 | 専決処分年月日 | 令和8年6月19日 | |